

## 川崎市病児保育事業実施要綱

25川市保第1651号  
平成26年3月28日  
市長 決 裁

### (目的)

第1条 この事業は、現に保育所等に通所中の児童が病気の回復期に至らず、集団保育の困難な期間において、その児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、川崎市とする。なお、この事業の運営については、社会福祉法人、社団法人等に委託することができる。

### (施設)

第3条 この事業の施設及び利用定員は、次のとおりとする。

名 称	所在地	利用定員
エンゼル中原	川崎市中原区新城3-5-1	1日12人
エンゼル宮前	川崎市宮前区土橋7-25-15	1日12人
エンゼル川崎	川崎市川崎区藤崎1-1-3	1日12人
エンゼル麻生	川崎市麻生区栗木台1-2-5	1日12人

### (対象児童)

第4条 この事業の対象となる児童は、市内在住及び本市と協定を締結した市区町村に住民基本台帳があり、次の各号に掲げる施設に通所している児童であって、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至らず、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭での育児が困難な児童とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に定める保育所
- (2) 法第6条の3第7項に定める一時預かり事業
- (3) 法第6条の3第9項に定める家庭的保育事業
- (4) 法第6条の3第10項に定める小規模保育事業
- (5) 法第6条の3第12項に定める事業所内保育事業
- (6) 保育所と同様の業務を目的とする施設であって法第35条第4項の認可若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていない施設等
- (7) 学校教育法第1条に定める幼稚園
- (8) 認定こども園法第17条第1項に定める幼保連携型認定こども園及び同法第3条第1項に定める認定こども園

### (職員配置)

第5条 施設には、次の職員を配置するものとする。

- (1) 施設長

- (2) 医 師
- (3) 看護師及び保育士
- (4) 調理員

2 看護師は、利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士は、利用児童おおむね3人につき1名以上配置するものとする。

(開設日及び開設時間)

第6条 施設の開設日は、原則として次に掲げる日を除く毎日とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで（第1号及び前号に掲げる日を除く。）

2 施設の開設時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。ただし、保護者の勤務の都合等により開設時間を、午前8時から午後6時までとすることができる。

(利用期間)

第7条 施設の利用期間は、原則として、1週間までとする。ただし、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合は、1週間を超えて利用することができる。

(事前登録)

第8条 施設の利用を希望する者は、事前に登録票を施設へ提出し、登録しなければならない。

(利用手続等)

第9条 施設を利用する者は、事前に施設へ予約し、利用当日までに児童の主治医（かかりつけ医）の指示書を提出しなければならない。

(利用制限)

第10条 施設は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を認めないことができる。また、利用期間中であっても利用を中止させることができる。

- (1) 児童が第4条に規定する要件に該当しないと認められるとき。
- (2) 利用児童の数が利用定員を超えたとき。
- (3) 児童の状態が変化して、実施施設において対応が困難なとき。
- (4) その他利用が不相当と認めたとき。

(利用者及び施設等の留意事項)

第11条 施設を利用する者は、利用に際しては、施設の職員に、児童の健康状態、その他処遇上必要な事項について、十分に説明しなければならない。

- 2 施設を利用する者は、利用期間中、常に連絡先を明らかにしておくとともに、前条の規定に該当し利用を中止することとなった場合は、直ちに児童を引き取らなければならない。
- 3 施設においては、児童の状況を十分に把握のうえ、安全かつ適切な処遇に努めるとともに、利用期間中の児童の保育状況等の記録を整備しておかななければならない。
- 4 施設は、必要に応じて、利用期間中の児童に対して診療を行うことができる。

(利用料)

第12条 利用者は、利用料等として、次の各号に掲げる世帯について、一日当たり当該各号に定める金額を、直接施設へ支払うものとする。ただし、本市と協定を締結した市区町村

に住民基本台帳があり、第4条の各号に掲げる施設に通所している場合は、第4号に定める金額とする。

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 生活保護世帯     | 400円   |
| (2) 市民税非課税世帯等  | 1,000円 |
| (3) 児童扶養手当受給世帯 | 1,000円 |
| (4) その他の世帯     | 2,900円 |

(実施報告)

第13条 施設は、各月の利用状況を別に定める川崎市病児保育事業実施報告書により、市長に報告しなければならない。

(指導監督)

第14条 市長は、必要に応じて、施設に対して委託料の会計に係る書類及び運営に係る書類の提出を求めるとともに、必要な調査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の調査の結果、施設の運営に不適切な事項が認められる場合は、改善を求めることができる。また、度重なる改善請求にもかかわらず改善措置が認められない場合は、委託費用の支払停止、又は運営の停止等の措置を講じることができる。

(関係書類の保存)

第15条 施設は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、平成26年4月1日からこの要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、事業を利用した児童の保護者で、第12条第2号に規定する当該年度市民税非課税相当となる世帯及び前年度市民税非課税相当となる世帯に属するものが、施行日から同年10月31日までの間に川崎市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する運用を定める要綱第5条に定めるところにより市長に申請した場合には、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。